

モンゴルにおける法曹養成改革国際シンポジウム

東京弁護士会会員、
日弁連法曹養成対策室長
三澤 英嗣
Misawa,Eishi

1 はじめに

去る2013年1月11日、モンゴルにおいて、法曹養成改革に関する国際シンポジウムが実施されるということで、1月9日から12日の日程で、モンゴルを訪問した。日弁連に直接のオファーが来たわけではなかったが、回り回って、筆者が行くことになった。筆者自身は、モンゴルと言えばチンギスハーンと元寇、それに横綱くらいの知識しかなく、しかも、この時期、モンゴルの気温は-30°C以下ということだったが、最終的にはモンゴルのお役に立とうとの思いで、行くことにした。

2 モンゴルの状況

モンゴルは、1920年代から社会主義国家として存続していたが、旧ソ連の崩壊に伴って、1992年には、新憲法制定、国名をモンゴル国に変更した。国土は、日本の約4倍の面積であるが、人口は約280万人で、そのうちの約129万人が首都ウランバートルに居住している。その意味では、首都に人口が集中しており、これに伴い、1000人超の弁護士のはほとんどがウランバートルにいるとのことである。

このように、モンゴルは、社会主義体制から離脱し20年ほどが経過しているが、高層ビルが建設されている様子を見ると、市場経済が導入され、経済的発展を遂げ始めているように見えた。しかし、その急速な発展は、人口が集中しているウランバートル市内で自動車の排ガスなどによる大気汚染の問題を生じさせており、環境に対する市民の問題意識が高くなっているとのことであった。

3 モンゴルの法曹養成関連施設見学

モンゴル滞在中、短い時間であったが、①モンゴル国立大学法学部(Law school、National University of Mongolia)内名古屋大学日本法教育研究センターと、②モンゴル国立法律研究所(The National Legal Institute of Mongolia)の2カ所を訪問した。
(1)モンゴル国立大学は、ウランバートル市内に

ある、国内で最も古い総合大学である。この大学の法学部内に、名古屋大学が、2006年9月、日本法教育研究センターを設置した。これは、名古屋大学大学院法学研究科が、1998年から、市場経済への移行など経済的・社会的改革を進めるアジア諸国に対して取り組んできた法整備支援事業の一環である。同センターでは、大学の講義と並行して、日本語と日本法の教育が行われるが、学生は、入学時から4~5年間日本語を勉強し、日本語能力試験1級・2級程度の語学力の習得を目指す。そして、3年生から5年生にかけて日本法を学修する。現地教員の話では、日本法を専攻する学生はとても成績が優秀とのことであった。同センターの部屋には、日本の法科大学院生が使用している実体法、手続法関連の書籍が多数あり、日本法を学ぶには十分とも思われた。むしろ、大学側の話では、大学本体の図書館が脆弱であるとの指摘であった。実際、図書館を見学した際、使用頻度の高い書籍を、多くの学生が借りるために、その書籍は大変傷みの激しい状態になっていた。研究科長は、書籍を充実させたい意向であったが、経済的な事情が妨げている様子であった。

日本法を専攻している学生は、日本語で会話ができる状況にあり、また、彼らの研究テーマも、会社法であったり、環境法であったり、勉強熱心で、能力が高く見えた。彼らの中から、名古屋大学大学院法学研究科へ留学する者もいるとのことである。

このように日本法センターは、優秀な法学部生を養成することに寄与しているが、現在は韓国も同大学内に韓国法を教育する機関を設置しており、法学教育においても日韓の競争を見る思いがした。

(2)モンゴル国立法律研究所は、2009年に国立法律センターが改組された機関であり、モンゴルの法令、立法の研究や法曹の継続教育等法曹養成に関する研究等を行っており、また、外国の法令や法制度の研究も担っている。筆者が訪問したとき

には、日本法も含む外国法を調査する研究員が各國ごとにいた。今回のシンポジウムにも中核的な役割を担っており、おそらく同研究所が今後のモンゴルの法整備・法曹養成に大きな働きを示すものと思われる。

4 シンポジウム(REFORM OF LEGAL EDUCATION INTERNATIONAL SYMPOSIUM)

(1)シンポジウムは、1月11日9時30分から17時まで、丸一日かけて政府宮殿にて実施された。法務大臣の挨拶の後、法務省事務次官の司会の下、4つのセッションに分けて行われた。

第1部は、「モンゴルにおける法曹養成システムの改革」というテーマで、モンゴル国立法律研究所のルンデンドルジ所長から「改革の必要性と背景」が、モンゴル国立大学法学部ディーンのソロンゴ教授から「法曹養成システムモデルの比較と現代の傾向」が報告された。上記所長の報告によれば、モンゴル国内において法曹の質への評価は低く、質を高めることが喫緊の課題になっているとのことであった。特に大学の法学部で行われている授業は、一方向的なアカデミックな講義であり、実際の市場にマッチしていない人材を育成しており、中には実務家として十分な証拠収集や立証活動ができていない者もいると指摘していた。そして、法曹の質は単に法理論、法技術という面だけでなく、倫理面の問題も含まれていた。実際、このセッションの質疑の時間に、裁判所の不正について厳しく指弾する金融関係者もいたし(司会者が発言者のマイクの音を途中で切るくらい激しかった。)、それ以外の場所でも同様の趣旨の話をする者もいた。その不正の真偽のほどは筆者には不明であるが、モンゴルになって以降、「法の支配」という理念が、必ずしも十分に行き渡っていないところがあるのかもしれない。ちなみに、別な場所で司法研修所の仕組みについて雑談したところ、モンゴルでは、そのような少数を集めて行うシステムは、国民から見て不正な馴れ合いを感じさせ

るとの指摘を受けた。

(2)第2部は、「米国のロースクールモデル」というテーマで米国及び豪州から、第3部は「アジアにおけるアメリカ型ロースクールの導入実績」というテーマで日本、韓国、台湾から、第4部は「ヨーロッパにおける法曹養成」というテーマで独国から、報告がなされた。各国の報告について詳細を述べることはできないが、特徴的だったのは、第2部で、米国型のロースクールシステムが「too expensive」であると報告されたことである。米国が、リーマンショックからなかなか抜け出せない経済状況の中で、ロースクールの授業料が上昇していることに問題を感じているとの率直な指摘だった。と同時に、司法を支える人材を育成するコストは誰が負担することが公平なのかについて、考えさせられた。そして、このことは、モンゴルにおいても同様で、米国型のロースクールという新たな法曹養成システムを構築するに当たっても、その国力に見合った法曹養成システムを導入せざるをえないことになろう。

5 おわりに

筆者は、自身の報告の中で、「人は城、人は石垣、人は堀」という武田信玄の言葉を借りて、法曹養成は国家の要諦であると締めくくったところ、モンゴルでも同様な格言があるとのことであった。シンポジウムの会場を見ると、モンゴル側の若者や女性がとても目立った。その意味では、モンゴルは、勢いがあり、人作りに成功すれば、大いに発展するであろう。そして、今回の訪問を機に、名古屋大学や日弁連、JICAが、モンゴルの法的支援に関わっていることも知って、心強くもした。

今後、我が国は、安倍総理のモンゴル訪問を行った資源・経済外交という視点だけでなく、相手国の法曹養成・人材育成という観点から長く、深い付き合いをしていくことが大事であろう。人と人とのつながりこそ、日本が国際社会でリスペクトされる最良の道にほかならないのだから。